

木更津市情報セキュリティポリシーに係る取扱特記事項

（趣 旨）

第1条 発注者及び受注者は、この契約の履行に関して取り扱う情報資産（木更津市情報セキュリティポリシーに関する規程第2条第1号に定義する情報資産をいう。）については、以下の条項により適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持等）

第2条 受注者は、この契約の履行に関して取得した情報資産が適正に保護されるよう措置するものとする。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 発注者は、委託業務の内容により必要に応じて、受注者の業務従事者との間に秘密保持契約書を締結しなくてはならない。

（取扱いの禁止）

第3条 受注者は、情報資産に関し、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、発注者が書面により承諾した場合を除く。

- (1) 契約目的以外の目的とする利用、提供
- (2) 情報資産の複写及び複製
- (3) 受注者の管理する以外のコンピュータへの入力

（情報資産の管理）

第4条 受注者は、発注者から引き渡された情報資産について、情報管理責任者を定め、その職・氏名を発注者に書面により届け出なければならない。なお、情報管理責任者が変更された場合も同様とする。

2 個人情報取扱特記事項第4条の規定に基づき、個人情報取扱責任者が指定されている場合には、その者を情報管理責任者とし届出したものとみなす。

（取扱終了後の措置）

第5条 受注者は、発注者から引き渡された情報資産について、履行完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。また、発注者の承諾を得て作成された複製物等については、受注者の責任で消去又は破棄し、その旨を発注者に書面により届け出なければならない。

2 受注者が、この契約の履行に関して、作成又は取得した情報資産については、この契約終了後、その内容及び契約終了後の取扱責任者を発注者に書面で報告しなければならない。

（調査・勧告）

第6条 発注者は、受注者が契約の履行に関して取り扱っている情報資産の状況について、必要に応じて調査することができる。

2 発注者は、受注者のこの契約の履行に係る情報資産の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

（事務従事者への周知義務）

第7条 受注者は、この契約の履行に関して情報資産を取り扱う業務従事者に対して、本取扱特記事項を周知しなければならない。

(取扱要領等の作成)

第8条 受注者は、施設管理運営業務を受託した場合、情報資産の適正な管理の確保を図るため、情報資産の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第9条 受注者は、この契約の履行に関して情報資産を漏えい、毀損及び滅失その他不適正な取扱いが発生した場合は、発注者に対し速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(本契約業務の第三者への再委託)

第10条 受注者は、本契約業務の全部または一部を第三者に請け負わせることはできない。ただし、第三者が受注者と同等以上の情報セキュリティ対策を実施していることが認められ、かつ受注者が発注者より書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

2 受注者が第三者に本契約業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受注者は発注者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果について責任を負う。

(情報セキュリティ対策)

第11条 受注者は、この契約の履行に関して次の各号に定めることを実施しなければならない。

- (1) 受注者は、本市の施設内で業務を行う場合には、業務従事者に身分証明書等を携帯させ、常に明示させなければならない。
- (2) 受注者は、情報セキュリティ対策のための管理体制の整備及び業務従事者に対するセキュリティ教育を実施しなければならない。
- (3) 受注者は、作成又は取得した情報資産のリストアップ及び授受の状況を管理しなければならない。
- (4) 受注者は、作成又は取得した情報資産を閲覧・利用できる者を特定し、発注者に届出しなければならない。

(機器等の持ち込み)

第12条 受注者は、外部記録媒体及び電子計算機等（以下「機器類」という。）を本市の施設内へ持ち込もうとする場合には、事前に発注者の許可を得なければならない。

- 2 受注者は、機器類を使用する前に、当該機器類に情報セキュリティ対策が実施されていることを確認しなければならない。
- 3 受注者は、機器類を本市所有のネットワーク及び端末機等に接続しようとする場合には、事前に書面にて発注者の許可を得なければならない。

(ソフトウェア等の保守管理)

第13条 受注者は、ソフトウェア等の保守管理においてプログラムソース等を開発環境から本番環境へ移行する場合には、事前に書面にて発注者の承認を得なければならない。

- 2 受注者は、ネットワーク環境及び情報システム機器の設定変更を行う場合には、事前に書面にて発注者の承認を得なければならない。

(機器の交換及び廃棄)

第14条 受注者は、機器の交換及び廃棄を行う場合には、交換又は廃棄する機器にハードディスク等の記録媒体が含まれていないかを確認し、含まれている場合には物理的に記録媒体を破壊してから廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の作業が完了した後には、書面により発注者に報告しなければならない。

(プログラム等の開発業務)

第15条 受注者は、プログラム等の開発業務を行なう場合には、発注者に対し事前に作業工程表を提出し、開発業務が終了した時点でテスト結果等を含む作業報告書を提出しなければならない。

2 受注者は、開発した者と本番環境に移行する者との権限を分けて運用管理しなければならない。

3 受注者は、開発したプログラム等を本番環境に移行する場合には、事前に書面にて発注者の承認を得るとともに、移行前には必ずバックアップ作業を行い記録媒体等に保管しなければならない。

(リスク分析)

第16条 受注者は、この契約を履行するにあたり、本委託業務の遂行過程においてどのような情報セキュリティ対策上のリスクが発生するのか調査、分析及び評価を行い、それに対する具体的なリスク管理策を発注者に提案しなければならない。

2 前項の提案を受けた発注者は、受注者に対し適切な措置を講ずるよう指導及び監督しなければならない。

(定期的な報告)

第17条 受注者は、この契約を履行するにあたり、本取扱特記事項の遵守状況を定期的に発注者に報告しなければならない。

(情報セキュリティ監査への協力)

第18条 受注者は、発注者が実施する情報セキュリティ監査に係わる調査等にできる限り協力しなければならない。

(損害賠償)

第19条 発注者は、受注者の故意または過失によって、情報システム、ソフトウェア及びデータ等の盗難、滅失、または毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、受注者に対してその賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者の情報セキュリティ対策の不備又は瑕疵に起因して生じた損害に関しては、その賠償を請求することができる。